

神奈川施保連
ホームページ開設
 神奈川施保連では6月の理事会にて承認され、神奈川施保連ホームページを開設いたしました。アドレスは右記を参照ください。

神奈川施保連ニュース

発行人 岩本 邦雄 編集人 杉山 昌明
 発行所 〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14
 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会
 事務局 TEL&FAX 045-751-1010
 URL: <http://w01.tp1.jp/~a368318200/>



神奈川施保連定期総会開催

平成23年の神奈川施保連第43回定期総会が7月3日(日)かながわ県民センターにて開催されました。定期総会に先立ち、全員で東日本大震災の亡くなられた方々に黙とうを捧げました。

定期総会は嶋田副会長を議長に選出し、規約の規定により代議員の過半数の出席(委任状も含む)を確認後次第に沿って議案に審議に入りました。

議案1「H22年度活動報告」は大矢常任理事が報告し、議案2「H22年度決算」は上村会計担当が報告をした後、「同監査報告」を宮原監査役が行いました。

H22年度の活動報告、同決算報告・監査報告は全会一致で承認されました。

また、議案3「H23年度活動計画」は岩本施保連会長が報告、提案を行いました。特に今年度は高齢化と地



域移行の問題に取り組むこと、障がい者総合福祉法の中における入所施設のセーフティーネットの役割存続への取り組みなどを主要な取り組みについて提案を行いました。

予算案は願化会計担当が行い、H23年度計画と予算についても全会一致で承認されました。

引き続き、議案5「H23年度の役員・理事選出」を行い全候補者は全会一致で承認されました。

新たに副会長に就任した金子晋一氏(恵和)、松沼碧氏(みずさわ)、新たに理事になった湯田謙介氏(素心学院)、山口重裕氏(福田の里)、石田昌代氏(DIAの会)の各氏が自己紹介を行い、総会は終了しました。

神奈川施保連のH23年度の活動計画、予算等については保護者会代表、総会代議員を通じ、詳細をご確認ください。

H23活動計画の骨子
 各保護者会等の課題への取り組み

第7回 全国知的障害者施設家族会連合会全国大会 in ちば

開催要項

開催趣旨

私たちは、障害を持つ子らが安心して生活の出来る場を求めました。

親亡あと、高齢になったわが子らの姿も気がかりです。

障害福祉のあり方・今後の全施連の活動などについて全国の仲間と集い、交流を深め研究討議することを目的とします。

開催テーマ

考えよう！わが子らが安心して暮らせる場を

主催

- 全国知的障害者施設家族会連合会
- 関東ブロック知的障害者施設家族会連絡協議会
- 千葉県知的障害者入所施設家族会連合会

後援

- 千葉県・千葉市・(福)千葉県社会福祉協議会・(福)千葉市社会福祉協議会・(財)全日本てをつなぐ育成会・日本障害者協議会・千葉県知的障害者福祉協会・千葉県手をつなぐ育成会・千葉市手をつなぐ育成会・千葉県自閉症協会・(株)千葉日报社・(公財)千葉日报社福祉事業団・(福)千葉県共同募金会

期日及び会場

平成23年9月13日(火)～14日(水) ホテルニューオータニ幕張

参加費 大会参加費 : 5,000円

交流会参加費 : 7,000円(希望者のみ)

全施連全国大会のお知らせ

入所施設の課題整理とあるべき施設像の議論と合意づくり、特に高齢化対応と地域移行への対応への取り組み
 情報提供等での保護者会活動活性化支援の取り組み強化
 理事会活動、広報活動、研修活動等の充実
 他障害団体、地域内関係者との連携推進

左記のごとく全施連の全国大会が9月13日(火)～14日(水)に千葉市幕張で開催されます。
 神奈川施保連では近隣県で開催される全国大会ですので、全国から参加される同じような思いを持つ家族との交流をしていただきたいと考え、神奈川県から八十名の全国大会参加を計画しています。
 このうち、参加費の五千円を神奈川施保連が負担をしますので、大勢のご家族の参加をお待ちしています。

障害者福祉制度改革の今後

講師 筑波大学院教授 小澤 温氏

定期総会終了後に筑波大学大学院教授の小沢温教授から「障害者福祉制度改革の今後」というテーマでご講演をいただきました。その要旨は以下のとおりです。

一・障害者自立支援法の改正に至るまで

障害者自立支援法は施行3年後のH21年に見直しされることが決まっていた法律でした。そのため、H20年にはその改正法案は出来ていたが、自・公から民主という政権交代があり、国会で審議ができず廃案になりました。しかし、H22年12月になり、自民・公明案に民主が乗る形で障害者自立支援法の一部改正法案が国会で成立した。これは障害の谷間で対象外になっている人たちの救済やGH/CHの家賃補助等の課題解決を図るため、新しい障害者総合福祉法ができるまでのいわゆる「つなぎ法」



とも言われている。

ただ、新しい障がい者総合福祉法がいつ国会で成立するかによつては障害者自立支援法の廃案と新法への移行に問題が生じる大きな懸念がある。

一方、H21年度に設置された「障がい者制度改革推進会議」は従来の官僚主導の組織ではなく、半数が障害当事者で構成されているもので、調整役が不在であること、メンバーが入所施設廃止を主張するもの及び身体障害者に偏っていることなど、知的障害者にとつては初めから問題があったと言える。

さらに、障がい者制度改革推進体制は法律によるのではなく、閣議決定によるものであり、障害者福祉に関しては、別に法律に基づく審議機関(推進会議よりいわずに上位にある)が設置されているため整合性が取れていない。

二・推進会議の第1次意見について

推進会議の第2次意見では障害者基本法の抜本改正、障害者差別禁止法および障がい者総合福祉法の制定、ならびに関係分野における問題の検討が提言されている。

なお、障害者差別禁止法の制定に係わる差別禁止部会はこれまで開催が2か月に1回であったが月1回のペースで速めている。

「関係分野における問題の検討」で最も困難と思われるのは「教

育の分野」で、インクルーシブ教育をめぐる文部科学省との対立が大きな問題である。

三・障がい者制度改革の今後の工程について

平成23年度には「障害者基本法の抜本的改正法案」が国会に上程されて、成立する予定である。

これは「障害者権利条約」との整合を図るものであるが、両者の間にはまだまだ溝があると考えている。

H24年度には「障がい者総合福祉法(仮称)」を提出する予定になっている。そのためには推進会議(総合福祉部会)が今年8月末までに法案の骨子について意見を出す必要がある。

また、H25年度には障害者自立支援法の廃止、障がい者総合福祉法の施行・障害者差別禁止法の提出が予定されている。

なお、「障害者虐待防止法」については議員立法で今年6月に成立し、来年12月に施行されることになっている。

四・「障害者権利条約」の条文について

この中で特に知的障害者に関する係ある条文は第19条「自立生活及び地域生活への包含」で、自立生活への権利保障を規定しており、これが入所施設の位置づけになればよいと考えている。

五・推進会議の第2次意見について

第2次意見では障害者基本法に盛り込むべき重要な理念として

「社会モデルを踏まえて障害の考え方」「障害者権利条約における地域社会で生活する平等な権利の確認」などを求めている。

一方、厚生労働省の障害者基本法改正案では「すべての障がい者は可能な限りどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において人々と共生することを妨げられないこと」となっている。これに対して推進会議はサイドラインの部分を削除すべきだとしている。

六・「障害者権利条約」から見

た「障害者支援の課題」についてこれについては

「自己決定」「自立」ということを意思決定に支障がある人に対しても簡単に適用できるうるか。

「医学モデル」と「社会モデル」をどう考えるか。

「合理的配慮」を具体的にどう考えるか、

「家族関係」をどう考えるか

「入所施設」をどう考えるか

「政策参加」をどう考えるかといった課題がある。

これらの中で、「知的障害者の合理的配慮」についてはハード面・ソフト面での配慮ともド面・ソフト面での配慮とも試験、入社試験の見直し、例えば「特別枠の設定」などが必要である。

また、「家族関係」については我が国の障害者(児)施策はかなりの部分を親に依存してきた。

そして親の対応が難しくなった時のための入所施設「セーフティネット」として入所施設であったことが入所施設の扱いをかなり困難にしてきた。

そして、「入所施設をどう考えるか」については我が国の場合、親の対応の困難さのセーフティネットとしての入所施設の歴史があるに對し、北欧・北米では家族から引き離れた教育・訓練の場としての入所施設の歴史がある。

七・推進会議・総合福祉部会の今後について

推進会議の下の置かれた総合福祉部会では第1期・第2期作業チームを設け「障がい者総合福祉法(仮称)」で全体的な検討を行ったうえで、「障がい者総合福祉法(仮称)」の骨格を8月末までに取りまとめる予定である。

なお、作業チームの報告で「(総合福祉法)支給決定フローチャート案」が出されているが、これについては「協議調整」・「ガイドライン」というものの意味・内容がよくわからないこと、地域自立支援協議会の位置づけが報告のような内容でいいのか、さらには、このような仕組みが本当に全国の市町村でできるのか、といった問題点があると考えている。